

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

◇ 告 示
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新
土地収用法による事業の認定

河川予定地の指定

建築基準法による道路の指定

◇ 選管告示
選挙管理委員会の招集

◇ 公 告
昭和四十八年度電気工事士試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

氏 名

登録の年月日

鳥国医第一、七五三号

尾 崎 忠 弘

昭和四十八年三月二十二日

鳥取県告示第二百六十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第四〇九号	花見梨複合肥料	窒 素 全 量 五・〇 りん 酸 全 量 六・〇 加 里 全 量 五・〇 うち水溶性加里 四・七	東伯郡東郷町大字長和田五四八の二 花見農業協同組合 組合長理事 音 田 忠 義
鳥取県 第四一〇号	郡家町梨複合肥料	窒 素 全 量 八・〇 うちアンモニア性窒素 四・五 りん 酸 全 量 五・〇	八頭郡郡家町大字宮谷二〇〇番地の一 郡家町農業協同組合

鳥取県告示第二百七十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

うち可溶性りん酸	二・九	組合長理事 平 木 正 雄
うち水溶性りん酸	二・二	
加里全量	七・〇	
うち水溶性加里	六・八	

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三七一号	関金町梨複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇 うちアンモニウム性窒素 一・〇 うち水溶性加里 四・七	東伯郡関金町大字大鳥居二一〇番地 関金町農業協同組合 新 田 忠 則
鳥取県 第三七三号	泊梨複合肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇 うち水溶性加里 四・五	東伯郡泊村大字園五九一の一 泊村農業協同組合 賀須井長兵衛

鳥取県 河原梨複合肥料 窒素全量 八・〇
第三七四号 うちアンモニウム性窒素 四・四
一号 うち可溶性りん酸 六・〇
りん酸全量 六・〇
うち水溶性りん酸 三・七
うち水溶性加里 七・〇
加里全量 七・〇
うち水溶性加里 六・八

鳥取県 八頭郡河原町字渡一木三五〇の二一
河原町農業協同組合
組合長 横川光夫

鳥取県 第三七九号	くみあい腐植酸苦土入り苗代複合肥料	アンモニウム性窒素 八・〇 可溶性りん酸 八・〇 うち水溶性りん酸 六・〇 水溶性加里 一〇・〇 く溶性苦土 二・〇	岩美郡国府町大字町屋三〇四番地 国府町農業協同組合 組合長理事 白 井 信 一
--------------	-------------------	--	--

鳥取県告示第二百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
岸本町
- 二 事業の種類
岸本町民運動場建設工事

三 起業地

- 1 収用の部分 西伯郡岸本町大殿字下上嶋東川向及び吉長境内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
岸本町役場

鳥取県告示第二百七十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の河川に係る岩美郡岩美町大字大谷及び網代の区域内の土地のうち別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

蒲生川

左岸	岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二二六二番の二地から同町大字大谷字一本松三八五番の一の地まで
右岸	岩美郡岩美町大字網代字沓井屋敷二二六番の一の地から同町大字網代字沓井屋敷一一四八番の一の地先まで

（別紙図面は、省略する。）

鳥取県告示第二百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和四十八年四月十三日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類及び路線名	区	間	幅員	延長
鹿野町道今市飯里線	気高郡鹿野町大字今市中筋五二七ノ一から同町大字今市字馬の池三五〇ノ二まで		五・〇〇メートル	四二五・〇〇メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和四十八年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十八年四月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和48年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和48年4月13日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和48年6月17日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市、米子市、倉吉市

2 試験の科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線

電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第34号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

3 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和48年8月19日(日曜日)

午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 鳥取市

(2) 試験の科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキヤプタイヤケールの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課監理係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添附すること。

(1) 受験願書

鳥取県商工労働部商工振興課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはりつけること。

5 受験願書の受付期間

昭和48年5月1日から昭和48年5月31日まで

6 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。